

平成 30 年 1 月 19 日

[LP ガス]千葉県内で一酸化炭素中毒の疑いのある事故(死亡 1 名)が発生しました

平成 30 年 1 月 12 日(金曜日)に千葉県内の一般住宅で一酸化炭素中毒の疑いのある事故(死亡 1 名)が発生しました。

1. 事故の概要

平成 30 年 1 月 12 日(金曜日)に千葉県内の一般住宅で一酸化炭素中毒の疑いのある事故が発生しました。これを受け、高圧ガス保安法に基づき、同月 19 日、同住宅に液化石油ガスを販売している事業者(イハシライフ株式会社(法人番号:3030001065029))から千葉県を通じて関東東北産業保安監督部に報告がありました。事故の詳細な状況は以下のとおりです。

また、同様の情報を本日、産業保安のホームページに掲載しますので併せてお知らせします。

[【掲載箇所】経済産業省 HP「産業保安規制の業務内容 ガス事故速報」](#)

事故発生日時:平成 30 年 1 月 12 日(金曜日)午後 7 時 57 分頃

事故発生場所:千葉県

人的被害:死亡 1 名

物的被害:なし

事故概要:千葉県内の一般住宅の浴室において、住民 1 名が一酸化炭素中毒の疑いで死亡する事故が発生しました。石油給湯器が故障したことから長期間不使用だった開放式ガス湯沸器を再使用していたとのことですが、詳細を調査中です。

供給事業者:液化石油ガス販売事業

ガス種:液化石油ガス(LP ガス)

機器分類:瞬間湯沸器

(参考情報)

製造者:株式会社パロマ

型式:PH-5 号 F

製造年:1975 年

2. 注意喚起について

○不完全燃焼防止装置、立ち消え安全装置等の安全機能がない古いガス機器(小型湯沸器、風呂釜、ガスストーブ、鋳物コンロ等)を、屋内で使用することは極めて危険です。

- ・ 古いガス機器は、給排気口の目詰まりや閉そくにより、不完全燃焼を引き起こしやすく、高濃度の一酸化炭素を発生させることがあります。
- ・ 古いガス機器を安易に使用せず、安全装置がついている新しい機器に交換して使用してください。

○ガス機器の使用中は、必ず換気をしてください。

- ・ 一酸化炭素中毒のもっとも軽い症状は、前頭部に軽度の頭痛を感じることです。ガス機器を使用中、いつもと違って気分が悪い、体調に違和感を感じるといった症状が出たときは、換気の確認をするようにしてください。
- ・ ガス機器を使用するときは、必ず換気装置等を使用して換気してください。また、給気口を確保する等により新鮮な空気を取り入れることも換気のために必要です。
- ・ ガスが燃焼するには新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながる場合があります。
- ・ ガス機器の排気が十分に行われないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒をおこすことがあります。

○ガス機器を使用する際は、以下の点に留意して、必ず換気を行ってください。

- ・ 燃焼器を使用する際は、給気が十分か確認した上で、換気扇及びその他換気装置を使用して下さい。

○ガス機器や給排気設備は、日頃から点検・お手入れをしてください。

- ・ ガス機器の給排気口の目詰まりや閉そくは、不完全燃焼を引き起こし、高濃度の一酸化炭素の発生原因になります。
- ・ 通常と燃焼状態が異なるなど異常を感じたら液化石油ガス販売事業者などに連絡して、すぐに点検を受けてください。

○CO 警報器(一酸化炭素警報器)又は業務用換気警報器の設置を強くおすすめします。

- ・ 不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知すると、ランプと音声でお知らせします。

○当省 HP にガス事故防止のための様々なパンフレット等を掲載しています。是非御覧ください。

[経済産業省 HP「都市ガスの安全 広報」](#)

(本発表資料のお問い合わせ先)
産業保安グループ ガス安全室長 田村
担当者:遠藤、片桐
電話:03-3501-1511(内線 4931~7)
03-3501-1672(直通)
03-3501-6544(FAX)